

屋外スピーカーの改善について（情報共有の原則）

【答申の内容まとめ】

- ① 戸別受信機の更なる普及
- ② 放送履歴等の LINE 等からの手軽に確認できる手段の充実
- ③ 不審者情報等の防犯情報の発信

【答申の対応について】

- ① 戸別受信機の更なる普及

→ 戸別受信機については、「避難行動要支援者名簿」に記載のある市民については無料にて貸与している。今年度は、この市民に改めてプッシュすべく通知を送付した。反響があり、多くの市民に戸別受信機の貸与申請をしていただいている。

（参考）避難行動要支援者名簿の掲載要件

- 1 介護保険の要介護 3 以上の認定者
- 2 身体障がい者（1・2 級）や知的障がい者（療育手帳 A）
- 3 その他希望者（一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等）

- ② 放送履歴等の LINE 等からの手軽に確認できる手段の充実

→ 「音」という媒体は、環境や聞こえ方の個人差により大きく影響を受けるため、屋外スピーカーの音を全ての市民に鮮明に届けることは困難であると認識をしている。

スピーカー以外にも内容の確認手段があることを出前講座、防災訓練、イベント等にて周知するとともに、市民の防災に関する意識の向上を図っていきたい。

- ③ 不審者情報等の防犯情報の発信

→ 不審者情報等の防犯情報に関連して、今年度、実績として、熊が出た際にはその地域のスピーカーを鳴らし、対応をした。

また、殺人犯が逃走している等の情報が警察から提供される仕組みを構築しており、その際は周知を行うこととしている。

ただし、命にかかわるような情報についてはスピーカーで流すこととしたいが、緊急性が低いと判断される情報は発信しない方針としている。

【今後について】

① 戸別受信機の更なる普及

→ 避難行動要支援者に対する受信機無償貸与の促進を引き続き行うほか、災害時に避難者を支援する立場となり得る方（町内会関係者など）にも希望に応じて無償貸与を行い、確実な情報の取得を促す取組を進めていく。

② 放送履歴の確認について

→ 防災情報については、屋外スピーカーでの放送履歴も含め、すでに HP、市公式 SNS での掲載や、テレフォンサービスに加え、LINE での防災メール受信も行えるようになっており、市としてはこれらの周知・啓発を進め、利用者増を図る必要があると認識している。

これらの文字情報による防災情報の取得については、市の出前講座や地域の防災訓練などの場において周知・啓発を進めているほか、令和5年11月に開催された防災イベント「備えるフェスタ 2023in とまこまい」においても、子育て世代を中心とした市民に対し、LINE による防災情報の受信設定について啓発を行ったところである。

今後も様々な場を活用し、防災情報を確認できる手段の周知に努めていく。